

上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務委託公募型プロポーザルに関する質問及び回答

令和8年4月23日

番号	資料及びページ番号	質問内容	回答
8	実施要領P1	「3」に記載の日程では、5者程度の事業者選定を行う「参加資格審査結果の通知」が「令和8年5月15日」、「企画提案書類の提出期限が「令和8年5月22日」となっていますが、資料作成期間が実質7日間となるため、結果通知を前倒しすることは可能でしょうか。	実施要領「3」に記載の各日程については、現段階での変更の予定はございません。
9	実施要領P2	「5（3）エ」「財務諸表類の写し（原則として直前1年間の事業年度分に係るもの）」に関して、今期の事業年度が2026年7月末までの場合、2025年7月末までのものを提出すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	実施要領P2	「5（3）エ」「財務諸表類の写し（原則として直前1年間の事業年度分に係るもの）」に関して、財務諸表類とは、「決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）」で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	実施要領P3	「6（8）」「設計共同体を構成する全ての構成企業が【5. 単体企業の参加資格要件】に示す（1）～（9）の要件を満たしていること。」との記述がありますが、構成企業すべてが「5（3）ア～カ」の資料を提出する必要があるという解釈でしょうか。	お見込みのとおり、「令和7・8年度上毛町入札参加資格者名簿」に登録がない構成企業につきましては実施要領「5（3）ア～カ」の書類一式を提出してください。
12	実施要領P4	「10（1）⑦」「設計共同体協定書」は後日返却されるのでしょうか。	実施要領「17（5）」に記載のとおり、本プロポーザルへの参加申込等で提出された書類は、一切返却いたしません。なお、「設計共同体協定書」については、写しを提出してください。
13	実施要領P5	「11（1）イ」「業務実績評価」における「主たる営業所の所在地」の評価基準についてご教示いただきたいです。	評価基準については、審査に直接関わる内容であるため、回答を差し控えさせていただきます。
14	実施要領P5～P6	「11（2）」の一次審査結果通知日「令和8年5月15日」から、「12（4）」の企画提案書の提出期限「令和8年5月22日午後5時（必着）」まで著しくタイトで、提案に際して、応募者は一次審査結果に関係なく検討を進めなければ成立しないスケジュールだと思われます。二次審査対象者に対しては、適切な準備期間が確保できるよう事前通知を考えていただけないでしょうか。少なくとも「令和8年5月22日」消印有効などご検討いただけないでしょうか。	前記（8）のとおり。

15	実施要領P5	「12(1)②」に、「企画提案書(様式第9号)」は「A3判」とありますが、提出可能な最大枚数又は推奨枚数の指定はありますか。また、表紙は枚数に含まれますか。	最大枚数等の指定はありません。
16	実施要領P5	「12(1)②」の、二次審査提出書類の「企画提案書(様式第9号)」の枚数については、提案内容に応じて複数枚としてよろしいでしょうか。	前記(15)のとおり。
17	実施要領P6	「12(2)ア」の「企画提案書(正本)の表紙」に記載する「あて先」とは営業所の所在地を記載するという趣旨でしょうか。	「あて先」については、「上毛町」と記載してください。
18	実施要領P6	「12(2)ア」の「企画提案書(正本)の表紙」に記載する「会社名・代表者名」とは代表企業のみでしょうか。	設計共同体で参加申込を行う場合は、「設計共同体名称」及び「代表者名」を記載してください。
19	実施要領P6	「12(2)ア」 Q1. 企画提案書(正本)の表紙には、会社印を押印することとありますが、設計共同体の場合、代表者印のみでよろしいですか。 Q2. 副本は、事業所名等が判明できる記載は一切行わないことと記載がありますが、表紙のみでしょうか。また、本文中に事業所名等ではなく、その企業に関連するような説明書きもいれてはダメということでしょうか。	A1. 設計共同体として使用される印のみを押印してください。 A2. 実施要領「12(2)ア」に記載のとおり、企画提案書の副本については、表紙に限らず、事業所名等が判明できる記載は一切行うことができません。
20	実施要領P6	「12(2)イ」設計共同体の場合、押印は代表者印のみでよろしいでしょうか。	前記(19-A1)のとおり。
21	実施要領P8	「15」契約書に記載される支払い条件(タイミング)を教えてください。	本業務委託料の町からの支払い時期については、業務完了後の完成払いを基本としますが、請負代金額が500万円以上の場合に限り、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を町に寄託した場合は、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を行います。
22	実施要領P8	「15(3)」「上毛町財務規則(平成17年規則第35号)第119条に定める額の契約保証金」とありますが、具体的な内容を知りたいです。	内容については、上毛町公式ホームページに掲載の「例規集」より、「上毛町財務規則」(第119条及び第120条)を確認してください。
23	仕様書P1	建築可能な範囲及び高低差を教えてください。	現時点では、「現況平面図」に示す「飲食施設整備予定地」を想定しています。高低差については、現況測量による確認をお願いします。

24	仕様書P1	「3(1)」①池の広さ、②池の上での建築可能な範囲、③池の管理者との条件、④池の高低差(季節による)を教えてください。	①整備予定地は、実施要領「3(1)」のとおり、「上毛町大字下唐原1964-1」【地積:69,422㎡】の一部を想定しています。 ②池の上での建築可能な範囲についての想定はございません。 ③本地区には、公共下水設備が無いため、合併処理浄化槽での処理を想定していますが、水利権者との協議により、処理水をため池へ排水することはできません。 ④ため池の水位等に関する資料等はございません。
25	仕様書P1	「3(1)」「整備予定地」は「防災重点ため池」に指定されていますが、建築物、デッキ、造成、外構等の計画にあたり、現時点で町が把握している協議先、許認可、届出、設計上の制限条件があればご教示下さい。	現時点で把握している条件等はありません。
26	仕様書P1	「3(2)」「想定施設面積」として「飲食施設330㎡程度」、「デッキスペース100㎡程度」とありますがこの面積は提案上の目安でしょうか、それとも上限でしょうか。工事費、法令、要求水準の範囲内で面積の増減を提案することは可能ですでしょうか。	想定施設面積については、目安として設定しており、若干の増減は想定しておりますので、提案をお願いします。
27	仕様書P1	「4」「飲食施設建築等想定工事費」の「概ね2.5億円」に含まれる範囲について、建築、電気、機械設備のほか、デッキ、造成、約2,000㎡の外構、給水引込、合併処理浄化槽、外構照明、サイン、客席什器備品等が含まれるかをご教示下さい。	含んだ工事費を想定しております。
28	仕様書P1	「4」外構工事の費用は「飲食施設建築等想定工事費」には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	前記(27)のとおり。
29	仕様書P1	「4」飲食施設の厨房機器は「飲食施設建築等想定工事費」には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	前記(27)のとおり。
30	仕様書P2	「7(3)」について、「3~4店舗程度」が入居予定ということはそれぞれに異なった運営母体を想定するということでしょうか。また、その場合それぞれの店舗ごとに事務室、従業員更衣室、従業員休憩室が必要ということでしょうか。	現時点での想定はございませんので、提案をお願いします。
31	仕様書P2	「7(3)」について、「フードコート形式」とは、各店舗の客席に区画が無く、一体の席利用という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	仕様書P2	「7(3)」について、「100席程度」とありますが、屋内外それぞれで何席などの指定はありますでしょうか。またテーブルの形式に指定はありますでしょうか。(例:4人席のテーブル、可動・固定の指定など)	現時点での指定はございませんので、提案をお願いします。

33	仕様書P2	「7(3)」に、「フードコート形式」で「3~4店舗程度」とありますが、各テナント区画の想定面積、厨房の共有・個別の考え方、共用客席・バックヤード・倉庫等の共用範囲について、現時点で町の想定はありますか。想定がない場合は、提案者が運営上合理的と考える方式を設定して良いでしょうか。	現時点での想定はございませんので、提案をお願いします。
34	仕様書P3	「7(11)」について、飲食店従業員用トイレは別で設ける必要がありますでしょうか。もしくは客用トイレと併用は可能でしょうか。	現時点での想定はございませんので、提案をお願いします。
35	仕様書P3	「7(11)」について、男子トイレ、女子トイレの必要な個室数、小便器数などの指定はありますか。	現時点での指定はございませんので、提案をお願いします。
36	仕様書P3、P8	「7(13)」、「11(1)」の、「今後の大池公園整備事業に統一感を持たせるため、核となるキーコンセプトを設定」も本審査の対象となるでしょうか。	実施要領及び仕様書に基づく企画提案書等の内容について、実施要領P9「事業者選考審査基準」により審査を行います。
37	仕様書P3、P8	「7(14)」、「11(1)」の、「キーコンセプトに沿った大池公園東側のプランニング」も本審査の対象となるでしょうか。対象となる場合、基本構想概要版P6に図示される「眺望カフェ」、「まちニワ」等の建物配置計画も本提案時に行うのでしょうか。	前記(36)のとおり。 また、大池西側のテラス等、基本構想とは異なる形状で整備が完了しており、本業務について、基本構想どおりの提案を求めるものではありません。
38	仕様書P3	「7(16)」の「ランニングコスト縮減」について、光熱費、維持管理費、更新費等に関する町の目標値、上限値、比較基準はありますか。基準がない場合は、提案者が合理的な評価指標を設定して提案して良いでしょうか。	目標値等はございませんので、提案をお願いします。
39	仕様書P3 実施要領P1	「8(2)」の「追加業務」すべてにおいて、受注者が実施要領「2(5)」の「提案上限額」内で実施するという認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
40	仕様書P3	「8(2)」について、整備予定地又はその周辺における既往の地盤調査、ボーリング調査、地歴、造成履歴等の資料はありますか。既存資料がない場合、二次提案及び概算工事費の検討における地盤条件は提案者の想定によるものとして良いでしょうか。また、受託後の地盤調査結果により構造計画・概算工事費の見直しが必要となる場合は、協議対象となりますか。	既往の調査結果等はございませんので、施設整備に必要な調査費等を想定して提案をお願いします。なお、地盤調査結果による提案内容の見直しについては、受注者と協議を行います。

41	仕様書P3	「8(2)」に「大池公園全体プランニング業務(キーコンセプト設定等)」「大池公園東側プランニング業務」「入居店舗調査業務(出店可能性調査等)」がありますが、本プロポーザルでは、仕様書「3(2)」の「飲食施設:約100坪(330m ²)程度+デッキスペース:100m ² 程度」の計画と、仕様書「7(4)」の「既設大池公園東側駐車場から飲食施設への導線確保及び飲食施設周辺約2,000m ² 程度の外構整備」計画のみが審査対象となるものと考えてよろしいでしょうか。	前記(36)のとおり。
42	仕様書P3	「8(2)」の「大池公園全体プランニング業務」について、求められる成果範囲をご教示ください。キーコンセプト、ゾーニング、動線、利活用方針等の基本方針レベルの提案で良いのか、又は配置図、概算工事費、整備工程等を含む具体的な計画まで求められるのか確認させて下さい。	具体的な計画をいただく想定はしておりませんが、提案を妨げるものではありません。
43	仕様書P4	「9(2)」本施設はペットの屋内への同伴については可能と想定されていますでしょうか。	現時点での想定はございませんので、提案をお願いします。
44	仕様書P4	「9(2)ウ④」本施設への搬入出導線、荷解きは東側一般駐車場とは共有せず、別途設置する想定でしょうか。また、搬入用トラックについては何t車程度を想定されていますでしょうか。	現時点での想定はございませんので、提案をお願いします。
45	仕様書P4	「9(2)ウ⑤」「飲食施設周辺の約2,000m ² 」の範囲は事業者が任意に設定するものと考えてよろしいでしょうか。想定される範囲が決まっている場合はご教示ください。	外構整備は飲食施設周辺の約2,000m ² 程度を想定しておりますが、具体的な場所等については、提案をお願いします。
46	仕様書P4	「9(2)ウ⑤」について、「飲食施設周辺の約2,000m ² 」のエリアは任意に想定をして宜しいでしょうか。	前記(45)のとおり。
47	仕様書P4	「9(2)ウ⑤」「飲食施設周辺約2,000 m ² 」の外構について、本業務における基本・実施設計及び積算の対象範囲と、将来整備に向けた参考提案として扱う範囲の考え方をご教示下さい。	前記(45)のとおり。 なお、仕様書「9(2)ウ⑤」に記載のとおり、既設駐車場から飲食施設への導線確保を目的とした提案を第一に行ってください。
48	様式第1号	設計共同体での参加の場合、「参加申込書(様式第1号)」は代表企業と構成企業それぞれでの作成でよいか。	設計共同体で参加申込を行う場合は、「参加申込書(様式第1号)」の「提出者」欄には、「設計共同体名称」を記入していただき、各構成企業(代表企業及び構成企業)での作成は不要です。なお、「参加申込書(様式第1号)」に記載の「3. 提出書類」については、代表企業、構成企業各々で、該当する書類について作成の上、提出してください。
49	様式第4号	配置予定技術者が事務所開設者の場合は事務所登録の控えをもって「雇用関係を証する書類」として構わないでしょうか。	実施要領「5(3)ア」の「登記事項証明書」で、当該配置予定技術者が代表者であることが確認できれば、「雇用関係を証する書類」は不要です。

50	様式第4号	配置予定技術者の雇用関係を証する書類について、配置予定の技術者が出向者である場合、出向契約書を雇用関係を証する書類としてよろしいでしょうか。	配置予定技術者と雇用関係にある会社からの雇用証明書（在職証明、就労証明等）の提出をお願いします。
51	様式第4号	「業務が完了していることが確認できる書類」について、完了届がない業務は、たとえば新建築など竣工後の雑誌掲載のスクリーンで設計者として会社名称が掲載されていれば、設計が完了したとご認識いただくことは可能でしょうか。	「配置予定技術者調書（管理技術者）（様式第4号）」の記入要領文章に記載のとおり、確認ができる書類の提出をお願いします。
52	様式第4号	配置予定技術者が「当該業務を確かに担当したことを確認することができる書類」として、必ずしも発注者の受領印のある技術者届が存在しているわけではないので、新建築など雑誌掲載のスクリーンで文章を書いている、データシートで名前が出ているという状況から客観的に業務を担当していたことが理解できれば、携わっているとご認識いただくことは可能でしょうか。	前記（51）のとおり。
53	様式第9号	二次審査資料の「企画提案書（様式第9号）」は、枠線を消して余白サイズ等を変更してよいか。	「企画提案書（様式第9号）A3判「横向き」で作成ください。なお、様式中の記入要領文章の消去及びレイアウト変更については、差し支えありません。
54	様式第9号	「企画提案書（様式第9号）」の枠線は無くしても構わないでしょうか。フォーマット指定でしょうか。A3で収めれば余白等は提案者の裁量で判断しても構わないでしょうか。	前記（53）のとおり。
55	様式第9号	「企画提案書（様式第9号）」の枚数は2～3枚と考えてよろしいでしょうか。フォントサイズは10.5などを最低とし、図中は読める程度のサイズという方針でよろしいでしょうか。	前記（15）のとおり。 なお、フォント及び文字サイズについても指定はございませんので、明確に視認できるものを提出してください。
56	現況平面図	「現況平面図」は資料として提示されておりますが、設計検討するために当該図面のCADデータ等の電子データの提供の可否についてご教示下さい。	「現況平面図」（平成27年測量データに整備済園路等の計画図を重ねた物）のCADデータについては、参加申込書の受付後、個別に提供いたしますので、希望される方は、実施要領「7」の担当部署まで、別途ご連絡ください。なお、データ形式はSFCとなります。
57	現況平面図	計画敷地について、「企画提案書」作成におけるプランの検討に使用したいため、地積測量図等の敷地情報、CADデータを配布していただくことは可能でしょうか。	地積測量図等の境界を明確に確認できる図面、CADデータはございません。
58	現況平面図	厳密な整備予定地の指定はありますでしょうか。無い場合、例えば大池に張り出す、描かれた赤い円を若干はみ出した計画とするなどの提案の自由度はありますでしょうか。	厳密な指定はございませんので、提案をお願いします。
59	基本構想概要版P3	「1（1）1」の「利用量の年間変動」や「人為的な水位変動」とは、年間を通してどの程度の変動があると想定されるでしょうか。季節ごとに指標がありましたらご教示ください。	前記（24④）のとおり。

60	基本構想概要版P3	ため池の「水位の変動」について、常時満水位、低水位、管理水位、過去の水位変動幅、点検・維持管理時の減水時期等の資料はありますか。デッキ高さ、基礎・構造、利用制限等の検討にあたり、設計上前提とすべき水位条件があればご教示下さい。	前記（24④）のとおり。
61	基本構想概要版P5	「1（2）1）」に、「駐車場を二層式」とする構想があるが、西側駐車場のみの構想で敷地東側駐車場は二層式にはならない想定でよろしいでしょうか。	東側駐車場については、現状の形で整備は完了しています。ただし、提案にあたり、飲食施設への導線、視距確保等に支障となる物（ポラード、駐輪場等）があれば、移設等を含めた提案をお願いします。
62	基本構想概要版P7	基本構想の「ゾーニング」との整合について、東側拠点に期待される役割、たとえば飲食、日常利用、観光・もてなし、回遊、イベント、水辺体験等の機能について、町として優先順位又は重視する視点があればご教示ください。特段の指定がない場合は、提案者が基本構想及び仕様書に基づき優先順位を設定して良いでしょうか。	優先順位の設定等はありませんので、提案をお願いします。
63	上毛町未来予想図	「4」の「池讚」を実現するにあたり、サップ、カヌーなどのアクティビティが大池で行われる想定でしょうか。また、本施設は飲食施設のみの利用を想定し、受付事務所の設置要否等、水上アクティビティとは関連のないものと考えてよいでしょうか。	水上アクティビティについては、将来的な構想としてはありますが、現時点で決定しているものはございません。ただし、提案を妨げるものではありません。